

三島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	384	2,829,511	115,032	213,559	7.55	8.76

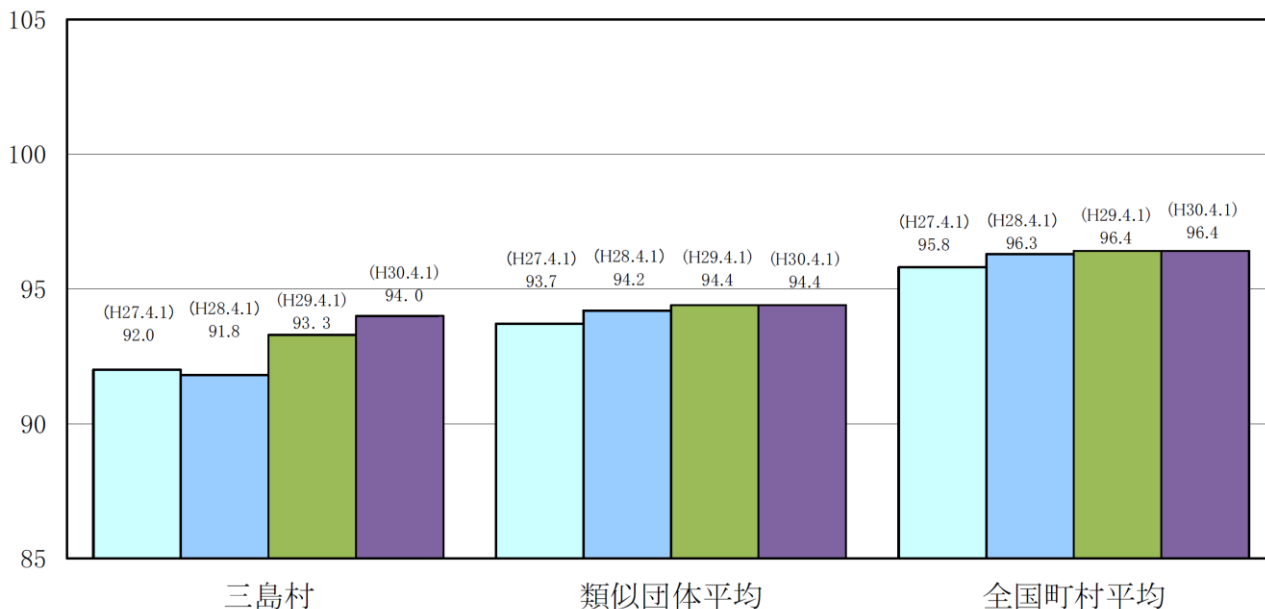
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
29年度	28	88,326	14,889	33,849	137,064

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円	千円
4,895	5,470

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないので記載不要

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）
支給実績はありません。

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三島村	39.2 歳	274,638 円	318,201 円	304,840 円
鹿児島県	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	292,303 円	336,451 円	318,919 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			備 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三島村	59.5 歳	2 人	219,750 円	239,750 円	239,750 円	—	—	—
うち 用務員	59.5 歳	2 人	219,750 円	239,750 円	239,750 円	—	—	—
うち	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
うち	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—
鹿児島県	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	328,637 円	— 円	—	—	—
類似団体	49.0 歳	3 人	259,687 円	286,127 円	273,594 円	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
三島村	— 円	— 円	—
うち 用務員	— 円	— 円	—
うち	— 円	— 円	—
うち	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成27～29年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三島村	— 歳	— 円	— 円
鹿児島県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

④〇〇職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三島村	— 歳	— 円	— 円	— 円
鹿児島県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		三 島 村	鹿 児 島 県	国
一般行政職	大学卒	168,600 円	179,700 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	152,600 円	154,400 円	—
	中学卒	130,800 円	136,900 円	—
	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

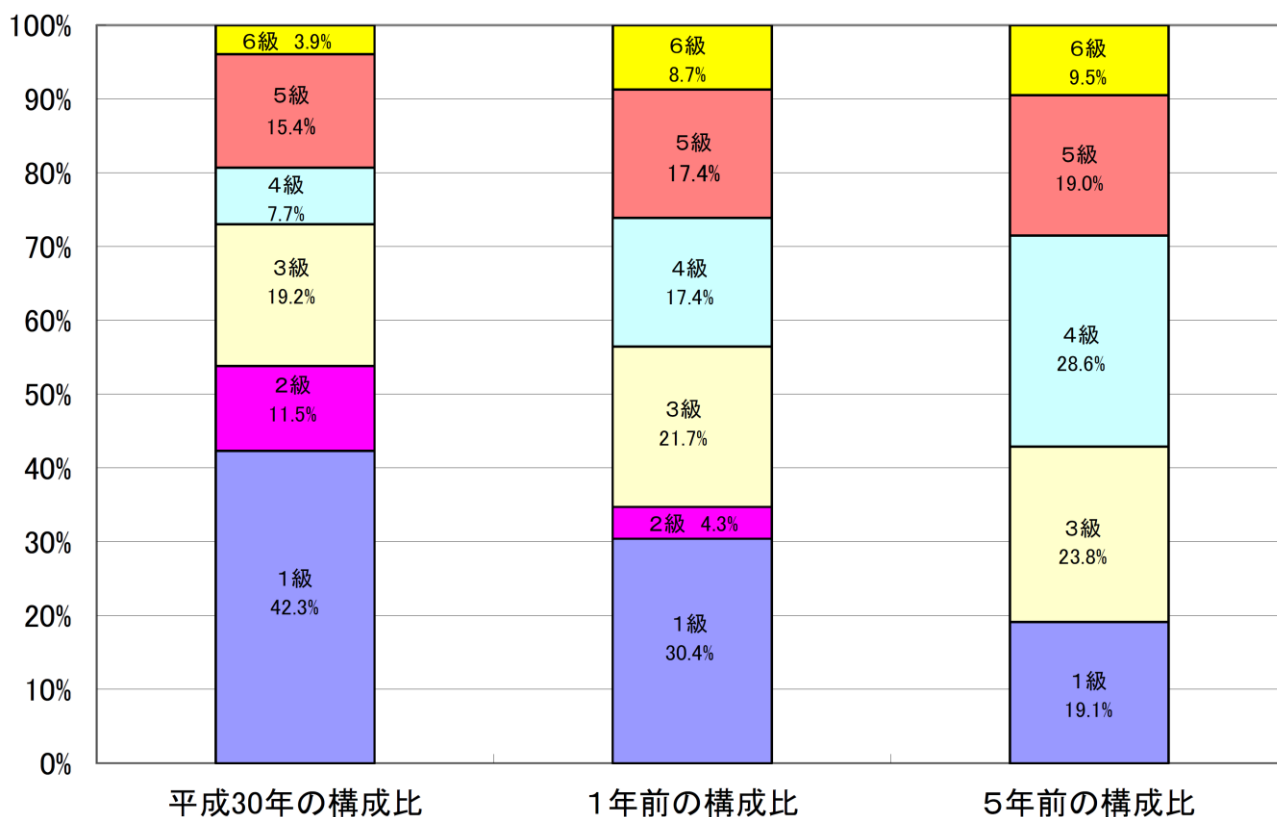
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	244,500 円	該当職員なし	376,400 円	該当職員なし
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
技能労務職	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
	中学卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし
	大学卒				
	高校卒				
	大学卒				
	高校卒				

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

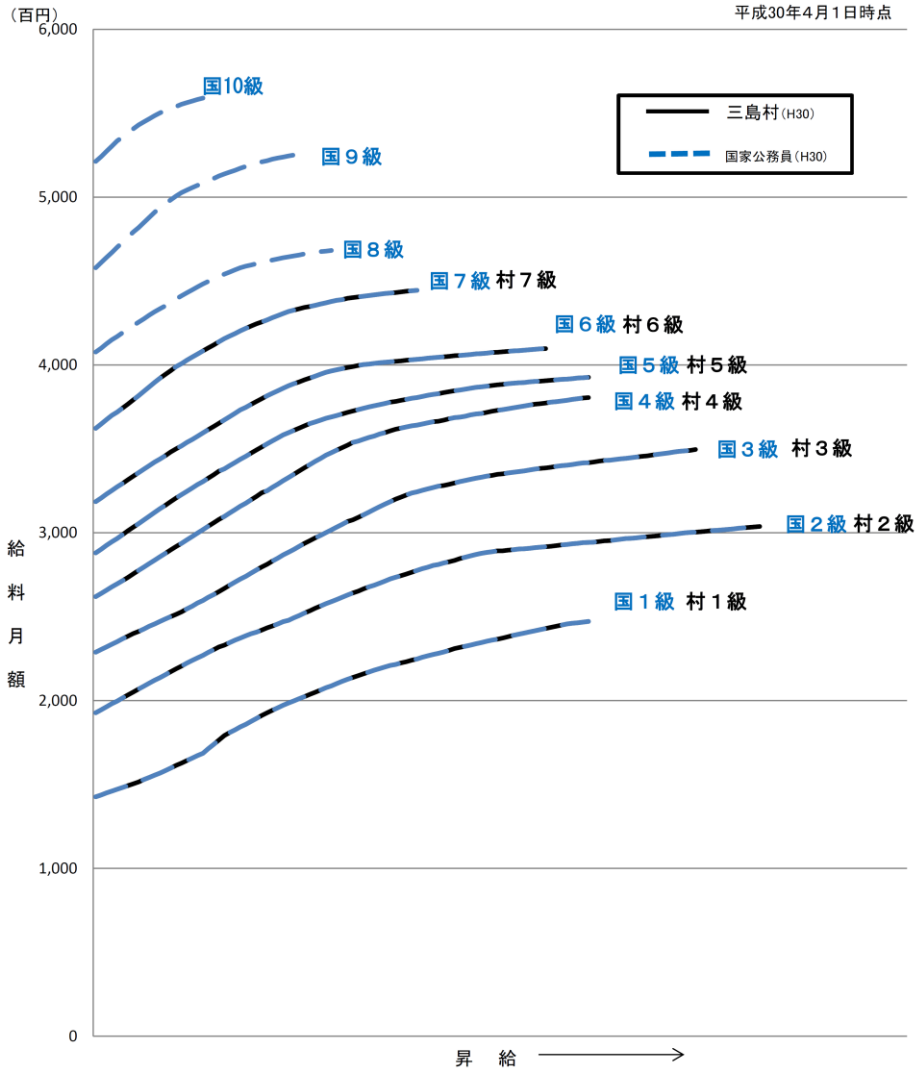
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事補又は技術補の職務 2 主事又は技師（2級に捧げる主事及び技師を除く）の職務	11人	42.3%	142,600円	247,100円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職	3人	11.5%	192,700円	271,200円
3級	主査又は主査の職と同等の職で定める職の職務	5人	19.2%	228,900円	349,600円
4級	係長又は係長の職と同等の職で定める職の職務	2人	7.7%	262,000円	380,600円
5級	課長（6級に掲げる課長を除く）、議会事務局長、各委員会の事務局長又はこれらの職と同等の職で規則に定める職の職務	4人	15.4%	288,000円	392,600円
6級	特に重要な業務を所掌する課長で規則で定める職の職務	1人	3.9%	318,500円	409,800円

- (注) 1 三島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（三島村）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 島 村	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,347 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,682 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20% ・管理職加算：10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20% ・管理職加算：10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三島村）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

三 島 村			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分	26.36550 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.70900 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度額 47.7090 月分	47.70900 月分		最高限度額 47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	10,933千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

※支給実績はありません。

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		6,716 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		335,830 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		43.5 %		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
乗船手当	船員	乗船につき	3,249 千円	日額1,200円
機関部手当	船員(機関部)	機関部職	120 千円	月額2,000円
航海管理手当	船員	船舶運航保全責任	456 千円	15,000円
通信手当	船員	特殊無線通信事務	24 千円	月額2,000円
入渠手当	船員	入渠期間中作業	253 千円	日額2,200円
貨物検数立会手当	船員	貨物の積卸作業	—	月額15,000円
船内荷役作業手当	船員	船内荷役作業	1,958 千円	1トンにつき230円
看護手当	看護師・保健師	看護師・保健師	657 千円	給料月額の10%以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	2,880 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	131 千円
支給実績（28年度決算）	3,113 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	136 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 扶養親族 6,500 円 特定期間の加算 5,000 円 (16~22歳)	同		6,142 千円	236,231 円
住居手当	家賃23,000円未満 家賃月額-12,000円 家賃23,000円以上 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同		3,108 千円	259,000 円
通勤手当	(※片道2km以上) 交通機関等を利用する職員 55,000円を限度に支給 自動車等を利用する職員 片道 5km未満 2,000円 片道 5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,100円 片道15km以上20km未満 10,000円 片道20km以上25km未満 12,900円 片道25km以上30km未満 15,800円 片道30km以上35km未満 18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円	同		1,452 千円	60,485 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 総務課長 7% その他課長 5%	異	定率支給	2,508 千円	501,600 円
宿日直手当	勤務1回につき4,400円支給	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	684,900 円 (761,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 770,000 円 / 384,000 円	
	副 村 長	600,000 円 (600,000 円)	630,000 円 / 391,800 円	
報 酬	議 長	288,800 円 (304,000 円)	344,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	238,450 円 (251,000 円)	279,000 円 / 115,000 円	
	議 員	216,600 円 (228,000 円)	261,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(29年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 員	(29年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 761千円×在職年数×500/100 600千円×在職年数×280/100	(1期の手当額) 15,220,000 円 6,720,000 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

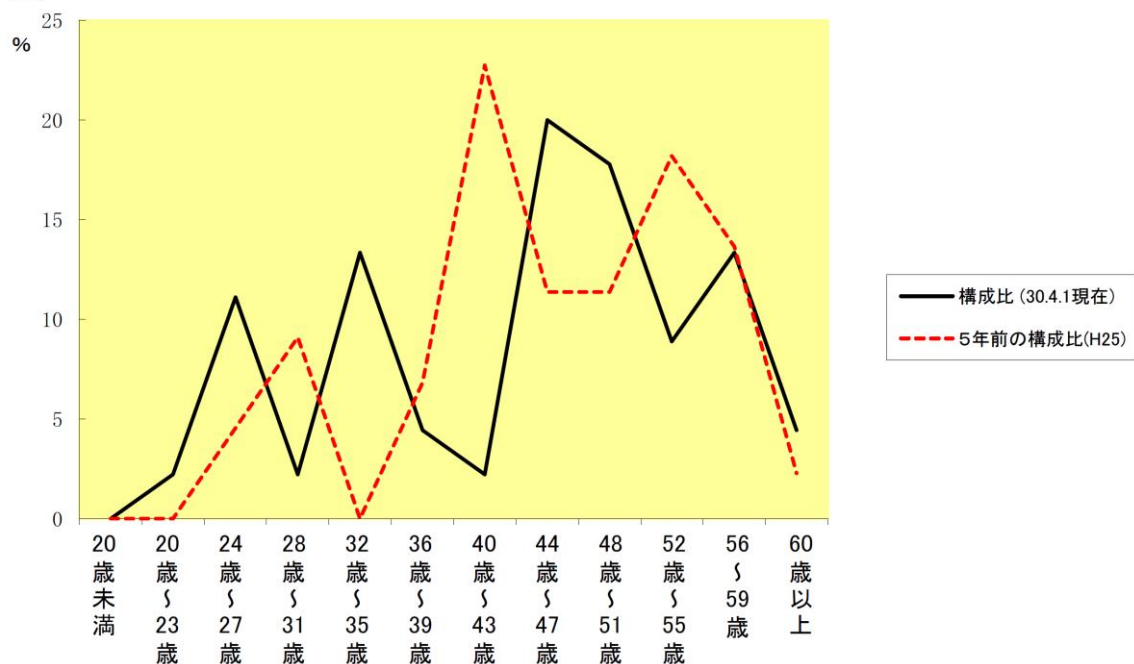
部 門	区 分		職 員 数		対前年増 減数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	企画業務充実のための職員増
		総務	10	11	1	
		税務	1	1	0	
		農林水産	1	1	0	
		土木	5	5	0	退職不補充による職員減
民生		2	2	0		
衛生		4	3	△1		
	計	24	24	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 625.00 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 211.92 人)	
	教育部門	4	4	0		
	小計	4	4	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 729.17 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 249.58 人)	
公営企業会計等部門		船舶	17	17	0	
		小計	17	17	0	
	合計	45 [49]	45 [49]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 1171.86 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	1 人	5 人	1 人	6 人	2 人	1 人	9 人	8 人	4 人	6 人	2 人	45 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
一般行政	21	25	27	26	24	24	△1 (-4%)
教育	5	4	4	4	4	4	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	26	29	31	30	28	28	△1 (-3.4%)
公営企業等会計計	19	19	18	17	17	17	△2 (-11%)
総合計	45	48	49	47	45	45	△3 (-6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※公営企業職員該当なし